

☆☆ 所得税法第56条廃止を求める6つの理由 ☆☆

1 国の主張は時代おくれ

国税庁は、家族従業者の働き分を認めない理由に、イ) 事業から生じる所得は通常、世帯主が支配しており、家族間で給与等の対価を支払う慣行がない、ロ) 家族間における恣意的な所得分割（税のがれ）を防止する必要。ハ) 記帳の実際に照らし給与などの対価の支払いの事実を確認することが困難である。をあげています。

しかし、イ) は、すでに青色事業専従者給与制度の運用を通じて家族間で給与が支払われていることを確認しています。ロ) ハ) については、現在は、会計知識の向上やパソコン会計の普及、同業者団体が作成する記帳ノートなどが普及され、平成13年度中小企業庁の委託調査でも、家計と営業収支の分離について「分けている」が84.7%と回答しています。のことから見ても、国の主張は時代おくれです。

2 青色事業専従者給与は制度上の「特典」でしかない

政府は、青色申告制度にすれば、「特典」として青色専従者給与の必要経費算入が認められると説明しています。労働に対して給料を認めることは当然のことです。しかし、税務署長が「認められない」とすれば、給料が否認されます。（税務署長が記帳の不備などを理由に、青色申告を取り消せば、給料は経費から除外されます）

事業専従者の給与は、正確には「労働に対する報酬とは認められていない」のです。

3 報酬を取れないことによって不利益や差別を受けている

融資、保障、資格取得などで差別を受けている実態は深刻です。交通事故にあった家族従業者の保障日額では、主婦5700円に対して、家族従業者は2300円でした。余りにも低い日額です。保育園入所申請の時、所得証明書が取れないので、「民生委員の資料が必要になる」地域もあります。また、娘や息子が家族従業者の場合は、独立するために住宅ローンも組めません。最低賃金から見ても低単価・低工賃の原因であり、低い年金（厚生年金受給者の平均は、16万7千円に対し、中小業者が加入する国民年金の平均は5万2千円・2004年）にも大きな影響を与えています。

4 憲法に照らして

労働に対して正当な評価と報酬を得られることは当然の権利であり、女性が自立して生きるために基本的な要件です。

所得税法第56条は、憲法13条（個人の尊重）、14条（法の下の平等）、24条（両性の平等）、25条（生存権）、27条（労働の権利）、29条（財産権）、世界人権宣言（23条1項・3項）、自由権規約、女性差別撤廃条約に違反しています。

男女共同参画社会基本法は「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる…21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に関する施策の推進を図ることが重要である」としています。非近代的な「所得税法第56条」は廢止する必要があります。

5 自治体や各団体が所得税法第56条廃止の意見書をあげる

高知県議会は2007年10月10日、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を採択しました。全国の市町村では、8市12町1村にひろがっています（2008年6月現在）。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円です。家族従業者はこのわずかな控除しか所得とみなされないため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。家業と一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。税法上では青色申告にすれば、給料を経費にできますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

女性税理士連盟、近畿青年税理士会、8つの地方税理士会（北海道、関東信越、千葉、東京、東京地方、北陸、中国、四国地方税理士会）が、所得税法第56条廃止の意見を国へ上げています。

中小企業庁との交渉で、「所得税法第56条は古い法律であり、第57条のように86万、50万円と定額になっているのがむしろ正当ではなく、勤労報酬を正当に認めることではないか」の回答を得ています。同じ労働に対する報酬を白色、青色という申告制度で差別すること自体が人権問題です。

所得税法第56条廃止決議・意見書採択の自治体

*高知県

*大阪府・大阪狭山市

*岡山県・久米南町、日生町、備中町、久世町、落合町、川上村、長船町、柵原町、中央町、久米町

*広島県・尾道市

*高知県・高知市、香南市、香美市、須崎市、四万十町、奈半利町、土佐清水市、四万十市、佐川町

6 諸外国では、家族従業者が報酬を取るのは当然の権利

諸外国の例…アメリカでは、1944年に家父長的な課税関係も解決し、未成年の子どもが稼いだ所得は、子どもの所得とし、子どもの人権を認め、税法規定においても確認されました。

「諸外国の税制について、家族従業者に対し支払われる給料は、第三者に支払う給与と同様に必要経費として控除が認められている」と、国税庁も認めています。（2008年4月9日、第169国会経済産業委員会）

家族従業者の労働を報酬として認めないことは、人格と権利を無視し、国民主権者であることを事実上否認したもので、先進国と言われる日本に、60年以上も税制度に家父長制が残存していることは看過できません。一刻も早く所得税法第56条は撤廃することを提言します。

所得税法第56条廃止等決議・意見書採択自治体一覧

2009年7月6日現在

県都協	自治体	採択	都道府県	市	町	村
北海道	180	19		09/6/15名寄市、09/6/16北斗市、09/6/26根室市、6/30石狩市、伊達市、函館市、	09/3/26芽室町、09/6/17幌町、本別町、仁木町、江差町、6/22積丹町、新ひだか町、6/23和寒町、6/25古平町、斜里町、白老町、	09/6/18島牧村、6/26猿払村、
青森	40	1			09/6/17平内町、	
岩手	35	4		09/6/12宮古市、	09/3/17東石町、09/3/26金ヶ崎町、	08/12滝沢村、
秋田	25					
宮城	38	2		09/3/4大崎市、09/6/22石巻市、		
山形	35					
福島	59	1		08/12/17南相馬市、		
新潟	31	1				09/3/9栗島浦村、
長野	80					
群馬	36					
埼玉	70	2		09/3/25川口市、09/6/19狭山市(趣旨採択)、		
茨城	44					
栃木	30					
千葉	56					
東京	39	1		09/6/24小金井市、		
神奈川	39	2		08/12三浦市、	09/2葉山町、	
山梨	28	1			09/6/21市川三郷町、	
静岡	37					
愛知	61					
岐阜	42					
三重	29					
滋賀	15					
石川	19					
福井	17					
京都	26					
大阪	43	3		02/3大阪狭山市、08/12泉南市、09/3		
兵庫	41					
和歌山	30					
奈良	38	2		08/12・大和郡山市、	09/6/17上牧町、	
滋賀	26	1			09/6/18安土町、	
岡山	27	10			02年久米南町、日生町、備中町、久世町、落合町、長船町、柵原町、中央町、久米町、	02年川上村、
広島	23	7		08/6/24尾道市、08/10庄原市、08/12三次市、府中市、09/3竹原市、	08/12世羅町、09/3府中町、	
島根	21					
鳥取	19					
山口	20					
香川	17					
愛媛	20					
徳島	24	1		09/6/25吉野川市、		
高知	34	10	07/10/10高知県、	07/12/18香美市、香南市、07/12/20須崎市、08/6/16高知市、08/6/4四万十市、08/6/土佐清水市、	07/12/13四万十町、07/12/19秦平利町、08/3/13佐川町、	
福岡	66					
佐賀	20					
大分	18					
熊本	47					
長崎	23					
鹿児島	46					
宮崎	28					
沖縄	41					
合計	1,775	68				